

第32号議案

令和2年度品川区一般会計補正予算（厚生委員会所管分）
特別定額給付金事業について

1 内容

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた家計への支援として、給付金を給付する。

- 対象者 令和2年4月27日に品川区に住民登録がある方
- 対象者数 406,158人／228,413世帯 4月27日登録者
- 給付金額 1人あたり10万円
- 申請方法 ①郵送申請
区から送付する申請書に記入・押印後、必要書類を同封して返送
②オンライン申請
マイナンバーカード所有者が、政府の運営するマイナポータル上の申請画面から入力し、申請

2 実施時期

- 品川区コールセンター開設 5月 1日（金）
- オンライン申請開始 5月 1日（金）
- DV被害者等避難申出者全国統一調整期間 5月 1日（金）～8日（金）
- 給付開始（オンライン申請） 5月18日（月）
- 郵送申請書発送手続き 5月22日（金）
- 給付開始（郵送申請） 5月29日（金）

3 実施体制

- ① コールセンター 月～金曜日 午前9時～午後5時
5月 1日～ 区職員による運営
21日～ 委託
- ② データセンター
5月 2日～ 区職員による運営
21日～ 委託 7月まで土日・祝日を含み3交代24時間体制

4 予算

| | |
|-------|--------------|
| 事業費 | 40,800,000千円 |
| 事務費 | 366,000千円 |
| 職員給与費 | 4,000千円 |

第32号議案

令和2年度品川区一般会計補正予算（厚生委員会所管分）
介護・障害福祉サービス業務継続支援金の支給について

1. 目的

介護・障害福祉サービスは、利用者やその家族の生活を維持するうえで欠かせないものであるため、緊急事態宣言発令後においても、各事業所に対し、適切な感染防止対策を講じたうえで必要なサービスを継続的に提供するよう要請中である。

サービスは、利用者と対面しての提供が主となるため、従事者は常に感染リスクと隣り合わせの状況での勤務となる。

また、事業所・施設の管理者は、利用者・従事者ともに、感染リスク回避の観点からサービス提供体制の検討・変更など様々な対策を講じている。

これらの状況に対し敬意と感謝の意を表すとともに、サービス提供のための継続支援の一助として、業務継続支援金を支給する。

2. 支援金の内容

事業所・施設の規模に応じて支援金を支給する。

(1) 対象

- ① 緊急事態宣言発令後においてもサービスを継続していること
- ② 高齢者・障害者を直接介護する業務であること

(2) 補正予算額

178,000千円

<内訳>

介護サービス分 146,000千円

障害福祉サービス分 32,000千円

(3) 支給方法

各事業所・施設の従事者数に応じて金額を算定し、法人・事業者ごとに合算のうえ支給する。

令和2年度品川区一般会計補正予算（厚生委員会所管分）
住居確保給付金対象者の拡大に伴う予算措置について

1. 概要

生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金は、平成27年に離職により経済的に困窮、または休業等による収入減収で、住居を失うおそれが生じている者に対して家賃相当額（上限あり）を支給し、住まいと就労機会の確保に向けた支援を行う制度として創設された。令和2年4月20日に、同法施行規則が一部改正され、支給の対象が拡大された。区では、申請件数の大幅な増加を見据え、住居を失うおそれのある困窮者への支援の拡充を図る。

2. 主な支給要件と改正内容

● 対象者

【従来】

対象：離職・廃業から2年以内の方



【改正後】（対象者拡大）

対象：離職・廃業から2年以内の方

または

休業等により収入を得る機会が減少し、離職等と同程度の状況にある方

● 収入要件

世帯収入合計月額が、区民税均等割が非課税となる収入額の1/12＋家賃額（住宅扶助特別基準額が上限）を超えないこと

※(特別区)単身世帯：137,700円、2人世帯：194,000円、3人世帯：241,800円

● 資産要件

世帯の預貯金の合計額が、以下を超えないこと

※(特別区)単身世帯：504,000円、2人世帯：780,000円、3人世帯：1,000,000円

● 求職活動等要件

誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

※令和2年4月30日から公共職業安定所への求職申込も不要となった

3. 補正予算額（想定申請者数500人）

(1) 歳出 246,807千円

(2) 歳入 185,105千円（生活困窮者自立相談支援事業費等負担金）

※当初予算（想定申請者数28人）

(1) 歳出 4,779千円

(2) 歳入 3,584千円

4. 支給上限額（特別区）・支給期間

| | |
|--------------|------------------|
| 単身世帯：53,700円 | } 原則3か月（最長9か月まで） |
| 2人世帯：64,000円 | |
| 3人世帯：69,800円 | |

5. その他

(1) 根拠省令等

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令（別紙）

(2) 申請先

品川区役所内暮らし・しごと応援センター（原則郵送受付）

(3) 周知方法

区ホームページ、広報しながわ等を通じて周知を行う

改正後

(法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由)

第三条 法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 事業を行う個人が当該事業を廃止した場合
- 二 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は前号の場合と同等程度の状況にある場合

(法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者) 第十条 法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。
 - イ 離職の場合又は第三条第一号に規定する場合、生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日(以下この条、次条及び第十二条第一項において「申請日」という。)において、離職した日又は事業を廃止した日(以下「離職等の日」という。)から起算して二年を経過していない者
 - ロ 第三条第二号に規定する場合、申請日の属する月において、第三条第二号に規定する状況にある者
- 二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。
 - イ 離職の場合又は第三条第一号に規定する場合、離職等の日においてその属する世帯の生計を主として維持していた者
 - ロ 第三条第二号に規定する場合、申請日の属する月においてその属する世帯の生計を主として維持している者

改正前

(法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由)

第三条 法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由は、事業を行う個人が当該事業を廃止した場合とする。

(法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者) 第十条 法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日(以下この条、次条及び第十二条第一項において「申請日」という。)において、離職した日又は事業を廃止した日(以下「離職等の日」という。)から起算して二年を経過していないものであること。
- 二 離職等の日においてその属する世帯の生計を主として維持していたこと。

三
五
(略)

三
五
(略)

(傍線部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----------------------------------|
| <p>附則 第三条 (略)</p> <p>(生活困窮者住居確保給付金に関する暫定措置)</p> <p>第四条 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)に伴う経済情勢の変化に鑑み、当分の間、第十条第五号の適用については、同号中「公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指した求職活動」とあるのは、「誠実かつ熱心に求職活動」とする。</p> | <p>附則 第三条 (略)</p> <p>(新設)</p> |

第32号議案 令和2年度品川区一般会計補正予算 【新型コロナウイルス感染症対策】

1. PCR検査センターの開設について

(1) 事業目的

新型コロナウイルス感染症が拡大している地域においては、既存の帰国者・接触者相談センターおよび帰国者・接触者外来等における業務が増加しており、更なる検査体制の確立が必要となっている。

このため、区医師会の協力のもと、PCR検査を必要とする患者に、速やかに検査を受けることができる検査体制を整備する。

(2) 事業内容

かかりつけ医を受診し、PCR検査が必要と判断された場合、かかりつけ医が直接PCR検査センターを紹介し、センターでPCR検査を実施する。

開設時期：令和2年5月12日（火）

詳細は別紙「品川区PCR検査センターの設置について」のとおり

(3) 予算額

65,595千円

内訳) 人件費、検査費用、衛生用備品、消耗品他

2. 入院患者公費負担医療費および自宅療養者支援について

(1) 事業目的

新型コロナウイルス感染症が感染症法における「指定感染症」に指定されたことから、感染症の発生予防およびまん延防止等を図ることを目的として、区では新型コロナウイルス感染症の患者に対し、感染症指定医療機関における入院加療を求めるとともに、自宅における適切な療養を支援する。

(2) 事業内容

感染症患者を医療機関へ移送する費用および医療機関において受ける医療等に要する費用を公費で負担する。また、感染症患者が自宅療養を行うにあたり必要となる、パルスオキシメータ（動脈血酸素飽和度と脈拍数を測定する装置）等を配布する。

(3) 予算額

168,826千円

内訳) 患者移送費、入院患者医療費、入院患者食事療養費、自宅療養者対策経費

3. 妊婦に対する育児パッケージ追加配布について

(1) 事業目的

妊婦の新型コロナウイルス感染を防ぐため、従来からの出産・子育てに向けた準備を支援する育児パッケージに加え、感染防止のために必要な物品等に特化した育児パッケージを配布するとともに、妊婦への支援や状況把握を行うことで不安を軽減する。

品川区では追加配布に、衛生資材の購入のほか、タクシーでの移動に使用できる「品川区内共通商品券」を利用する。

(2) 事業内容

妊娠中の区民に対し、品川区内共通商品券（1万円分）を配布
【令和2年度のみの特例措置】

(3) 予算額

65,909千円

内訳) ・区内共通商品券購入経費 ¥63,000,000-

・郵送経費ほか事務経費等 ¥2,909,000-

※区内共通商品券購入経費については都の補助率 10/10

4. 休日診療における医療従事者への防疫備品の配布について

(1) 事業目的

品川・荏原の両医師会に委託して実施している休日診療について、医療従事者の新型コロナウイルスへの感染を防止し、医療体制の維持を図るため防疫備品を配布する。

(2) 事業内容

休日診療を実施する医師会に対し、防護服等の防疫備品を配布する。

(3) 予算額

505千円

内訳) サージカルマスク・ゴーグル・防護服他

「品川区PCR検査センター」の設置について

新型コロナウイルス感染症が拡大している地域においては、既存の帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来等における業務が増加しており、更なる検査体制の確立が必要となっている。

このため、区医師会等の協力のもと、PCR検査を必要とする患者に、速やかに検査を受けることができる検査体制を実施する。

1 品川区PCR検査センターの設置

品川区役所第二庁舎1階駐車場（屋根あり）に設置

防災用テントの活用、一方通行の導線の確保等、感染防止対策を措置する。

【名称】品川区PCR検査センター

2 PCR検査センターの運営

品川区が設置し、医師会に委託のうえ医師会が運営する。

3 実施方法

（1）開設時間

週3回（毎週火曜日から金曜日のうち3日間）

開設時間は13時30分から2時間程度。

（2）実施件数1日あたり20件

（3）検査対象者

・原則として区民とする。

（ただし、単身赴任の患者等で区内居住者も検査対象とする）

・検査対象者は「軽症者」とする。

（4）PCRセンター検査場所の体制

・受付2名

・検査担当医1名（検査担当医が慣れるまではもう1名医師を配置）

・看護師1名

・検査会場への誘導員および警備員を配置。

4 開設時期

令和2年5月12日（火）

5 予算額 65,595（千円）